

職員のワークライフバランスの推進について

平成29年4月 総務部人事局人事課

道では、職員の「働き方改革」に関する事項等を定め、長時間労働慣行を見直し、もって職員のワークライフバランス(仕事と生活の調和)を確立することを目的に、「職員のワークライフバランスの推進に関する指針」を平成27年4月に策定し、時間外勤務の縮減や年次有給休暇の取得促進等に取り組んできたところ。

指針で定める数値目標の実現に向けて、平成28年度の実績等を踏まえ、平成29年度においては、更なる取組を徹底。

【職員のワークライフバランスの推進に関する指針】

□ 3つの柱

- 価値観・意識の転換
(ワークライフバランス推進強化期間の設定、管理職員等の意識改革)
- 職場における働き方の見直し
(職場ごとの改革、業務ごとの改善、時間外勤務の縮減、年休等の取得促進)
- 仕事と子育て・介護等を両立できる職場づくり

時間外勤務縮減に係る数値目標

- ・年間720時間を超える職員→平成29年度末までに0人
- ・年間360時間を超える職員→(毎年度減少)→平成36年度末までに0人

年休取得促進に係る数値目標

年休平均取得日数 13日

時間外勤務・年休取得実績

	360時間超		年休平均 取得日数
		うち720時間超	
H26	352人	51人	10.9日
H27	421人	61人	11.0日
H28 (速報値)	595人 (うち災害関係229人)	60人 (うち災害関係10人)	(集計中)

平成29年度における主な取組

- ワークライフバランス推進強化期間の拡充(2回→4回、期間中は時間外勤務を原則禁止)
- プレミアムフライデーの実施(毎月最終週を重点週間として、時間外勤務を原則禁止)
- 朝型勤務の継続実施(実施期間:6~9月、早出パターンを拡充)
- 管理職員による時間外勤務のマネジメントの徹底(部長等のトップマネジメントによる業務改革)
- 所属別の時間外勤務実績の共有
- 他の所属に対する時間外に及ぶ業務依頼のルール化